

平成30年度 学校経営計画書

津山工業高等学校

校訓 至誠貫行

「清い心で粘り強くやりぬく」

I 本校のミッション (美作地域唯一の工業高校としての使命、存在意義)

- ①社会規範を尊重し、心身ともに柔軟で たくましい人を育成する。
- ②社会に貢献する豊かな心を持ち、郷土を愛する人を育成する。
- ③創造力に富み、社会や技術の変化に柔軟に対応できる工業人を育成する。
- ④保護者や地域の人々から信頼される工業高校であり続ける。

II 本校のビジョン (生徒の目指す姿、生徒たちと創る本校の将来像)

- ①生徒と教員が同じ場面を共有することで、高校時代の思い出が残る学校になる。
※躍動する場面を創出する。
- ②地域の人々との交流活動により、地域の人々から愛される生徒になる。
※県北唯一の工業高校としての誇りを持たせる。
- ③技術の習得や資格取得に励み、仲間と協力して本物のものづくりに取り組む生徒になる。
※コンクールや競技会へ挑戦する楽しさや資格取得の意義を伝える。
- ④生徒の活動や学校の取り組みにより、生徒の姿が地域に浸透する学校になる。
※生徒の活動する姿を地域に伝え、地域と共に歩みを進める。

III 学校経営目標 (本年度の重点項目)

1 良き職業人となる

- ① あいさつの励行
- ② 整理・整頓の定着

2 社会で通用する豊かな力

- ① 生徒が積極的に参加することを目指した授業改善
- ② 集団の活動における規範意識の向上

3 ものづくりの楽しさや科学の魅力を地域に伝達する

- ① 出かける活動の充実
- ② 知らせる活動の充実
- ③ 来てもらう活動の充実

交通安全教育の徹底について

提 案 要 旨

今年度も新1年生を迎えて間もない時期に、岡山県高等学校PTA連合会の「高校生運転免許取得及びオートバイ使用等に関する申し合わせ」事項に合わせて、生徒指導に関する下記決議の再確認をいただき、学校と家庭が相携えて、強力な指導を徹底し、本校生徒のより健全な育成を期したいと思います。

決 議

本校生徒の生命を尊重する観点から、岡山県高等学校PTA連合会の申し合わせ事項に合わせて、交通安全教育に関する学校の基本方針と、これに基づく校規・校則を、保護者の立場から改めて確認し、学校と保護者の強力な連携による指導を徹底し、交通事故・違反の絶滅を期することを決議します。

平成30年5月19日

岡山県立津山工業高等学校PTA

岡山県高等学校PTA連合会申し合わせ

岡山県高等学校PTA連合会会長

高校生の運転免許取得及びオートバイ使用等に関する申し合わせ

1. 高校生のオートバイの免許取得並びに使用を原則として禁止することを申し合わせる。
2. やむを得ず免許を取得し、または使用しようとする場合は、学校長の許可を受ける。
3. 許可を受けてオートバイを使用する場合には、交通規則を厳守させると共に、次の事項を守らせる。
 - (1) 許可された目的以外に使用しない。
 - (2) 深夜運転をしない。
 - (3) 2人乗りをしない。
 - (4) ヘルメットを着用する。
 - (5) 友人間で貸し借りをしない。
4. 使用許可を受けた場合、保護者は前項に常に注意するとともに、車の管理並びに整備について責任をもつ。
 - (付) 普通車の免許取得については学校の指導のもとに行い、免許取得後も在学中は運転をさせない。

交通安全基本方針

「3 + 1 ない運動」の推進（美作地区高等学校PTA連合会申し合わせ）

1. 運転免許は取らせない。
2. 四輪・オートバイには乗らせない。
3. 四輪・オートバイは買わせない。

+ 1. 子供の要求に負けない。

交通に関する規定（抜粋）

第2条 原動機付自転車・自動二輪車免許取得について

1 原動機付自転車・自動二輪車免許の取得は許可しない。無許可で運転免許を取得した場合、特別指導を行う。ただし、卒業以前に免許証が交付されたときは、免許証を学校が封印して保護者に返却し、卒業までその使用を禁止する。なお、次の場合には、審議の上、原動機付自転車免許の取得を許可することがある。

- (1) 通学において、自宅より津山市内へ直接乗り入れる交通機関の最寄の駅又はバス停までの距離が4 km以上あり、交通が極めて不便な場合。
- (2) 最寄の駅・バス停までの距離が4 kmに足りなくても、急坂が1.5 km以上ある場合、2.5%以上の坂道が3 km以上ある場合は、運転免許取得審議会で検討し、特別に許可する場合がある。

（注）急坂とは勾配が5%以上の坂のことを示す。

- (3) その他特別の理由で、是非必要と認められる場合。
- 2 第2条-1の免許の取得は、長期休業中等、学校の授業や行事に支障をきたすことのない期間とする。免許取得のために学校を欠席、遅刻、早退等をした場合、特別指導を行う。
- 3 免許証の写真は必ず制服を着用のこと。また、免許の交付を受けたら早急に担任、当該科指導係、生徒課に届け出て、通学手続き他、所定の手続きをすること。
- 4 運転免許の取得後は、許可条件の使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、交通違反、交通事故を起こさないよう十分注意すること。
- 5 その他、別に定める「交通に関する規定」をよく守ること。

第3条 普通・準中型自動車免許取得について

- 1 普通・準中型自動車運転免許取得のための教習は、卒業学年の第2学期中間考査終了後からとする。ただし、卒業以前に免許証が交付されたときは、免許証を学校が封印して返却し、卒業までその使用を禁止する。
- 2 教習所の入所予約の許可期限については別に定める。それ以前の申し込みは認めない。
- 3 あくまで学校の授業や行事が最優先とすることを認識し、免許取得のために学校を欠席、遅刻、早退等をしないこと。ただし、入所式、仮検定、卒業検定、学科試験の場合は申し出により考慮する（この場合は欠席扱いとする）。また、入所後、考査前日から考査終了までは教習を認めない。
- 4 その他、別に定める「交通に関する規定」をよく守ること。

出席停止について

次の感染症にかかると出席停止となります。学校への連絡と、登校時に学校所定の治癒証明書の提出をお願いしています。

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※登校を再開するには**治癒証明書**を医師に記入してもらい、学校へ提出することで登校できるようになります。登校を再開する日の朝、生徒が学校へ持参してください。

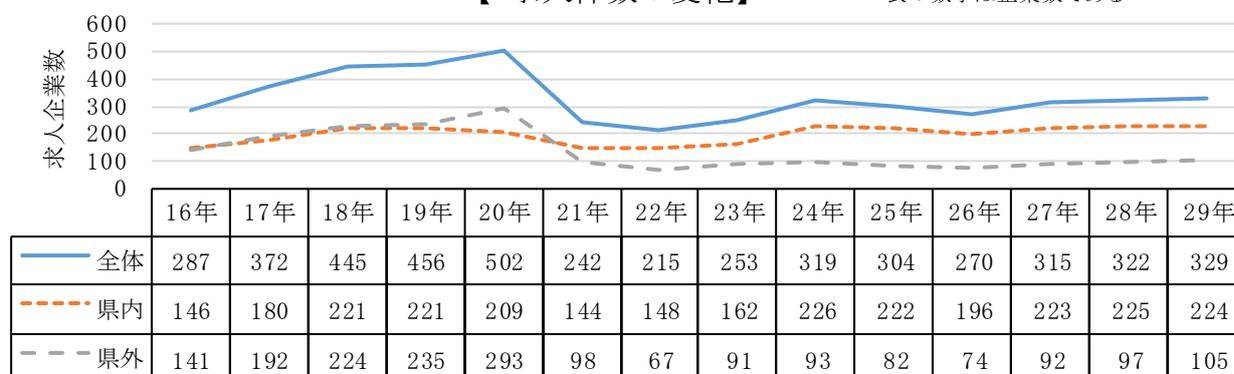
※治癒証明書は以下の方法で

- ・津工ホームページからダウンロードできるので印刷する。
- ・保護者が学校へとりに来る。
- ・担任に連絡し、FAXで送ってもらう。

【H29年度津山工業高校進路概況】

【 求人件数の変化】

表の数字は企業数である



【卒業生の年度別進路状況の変化】

1. 進路状況の変化

年度(平成)	25	26	27	28	29
卒業生数	266	267	262	261	258
進学	87 (32.7%)	99 (37.1%)	92 (35.1%)	86 (33.0%)	91 (35.3%)
就職	179 (67.3%)	168 (62.9%)	167 (63.7%)	170 (65.1%)	162 (62.8%)
*公務員 (就職に含まれる)	*8	*2	*2	*5	*5
その他の進路	0 (0%)	0 (0%)	3 (1.2%)	5 (1.9%)	5 (1.9%)

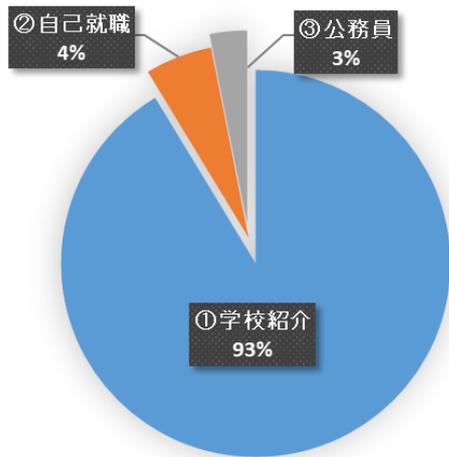
2. 進学状況の変化

年度(平成)	25	26	27	28	29
進学者数	85	99	91	86	91
大学	29 (34.1%)	36 (36.4%)	34 (37.4%) (国公立: 0)	22 (25.6%) (国公立: 2)	31 (34.1%) (国公立: 0)
短大	8 (9.4%)	8 (8.1%)	6 (6.6%) (国公立: 0)	3 (3.5%) (国公立: 0)	6 (6.6%) (国公立: 0)
高専	2 (2.4%)	1 (1.0%)	1 (1.1%) (国公立: 1)	0	4 (4.4%) (国公立: 2)
専修・専門	46 (54.1%)	54 (54.5%)	50 (54.9%)	61 (70.9%)	50 (54.9%)

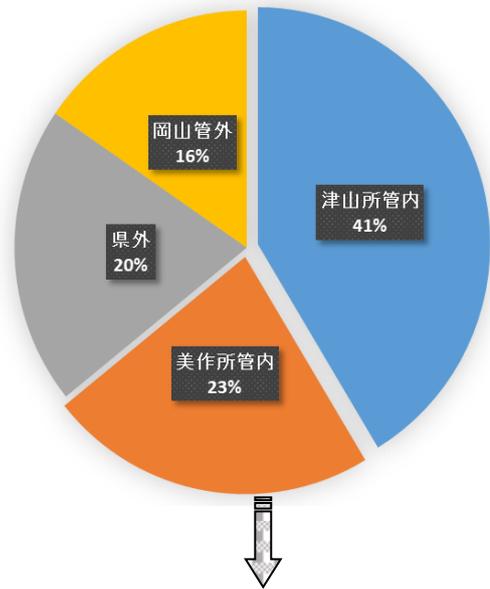
3. 就職状況の変化

年度(平成)	25	26	27	28	29	
就職者数	179	168	157	158	148	
県内	津山・美作	126 (70.3%)	104 (61.9%)	101 (64.4%)	91 (57.6%)	93 (62.8%)
	その他県内	25 (13.9%)	29 (17.3%)	26 (16.6%)	26 (16.5%)	24 (16.2%)
県外	中国・四国	14 (7.8%)	7 (4.2%)	6 (3.8%)	10 (6.3%)	8 (5.4%)
	近畿・関西	7 (4.0%)	20 (11.9%)	17 (10.8%)	24 (15.2%)	18 (12.1%)
	関東・中部	7 (4.0%)	8 (4.7%)	6 (3.8%)	7 (4.4%)	5 (3.4%)
	九州・沖縄	0	0	1 (0.6%)	0	0

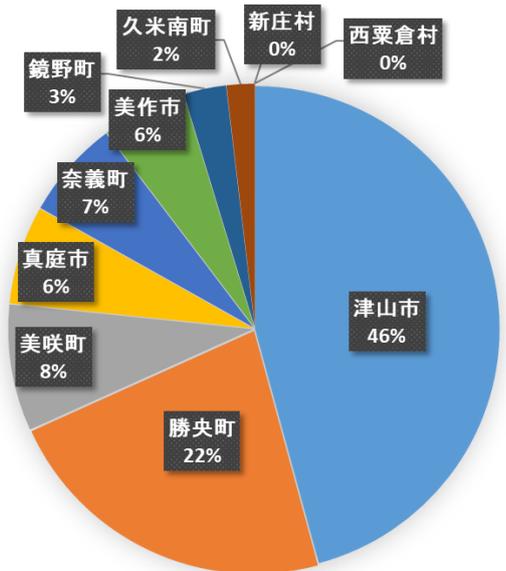
【就職形態】



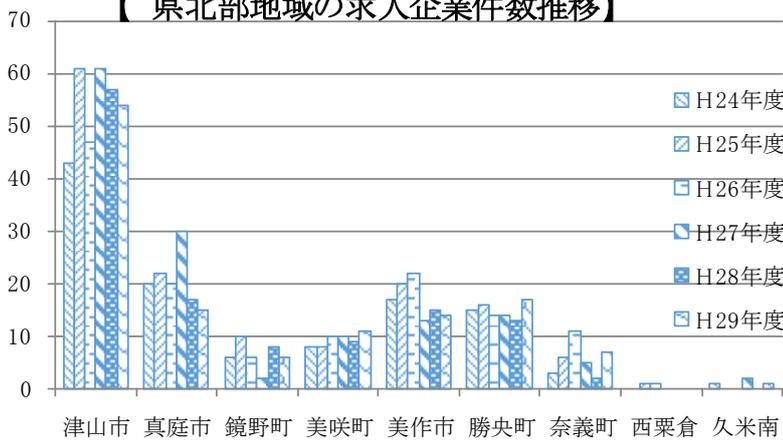
【地域別就職状況】



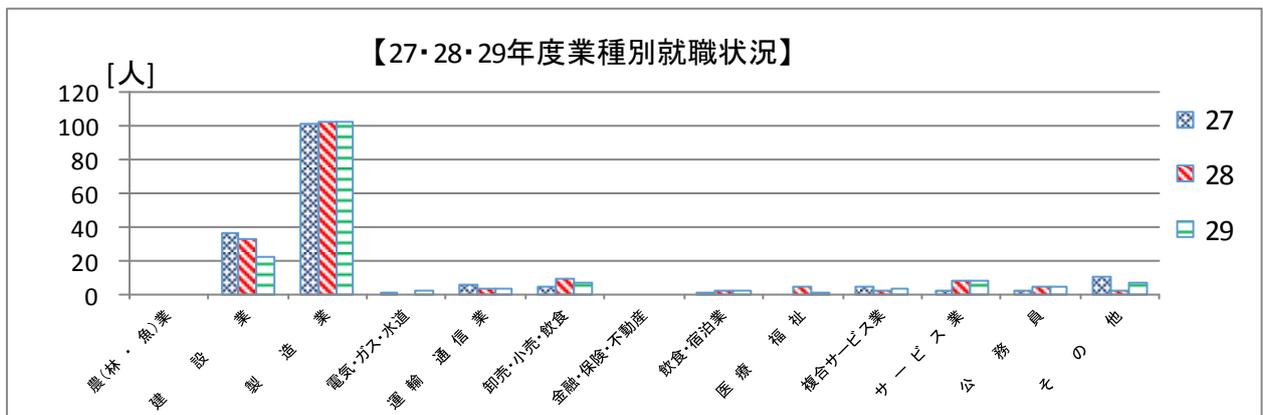
【津山・美作地域就職状況】



【県北部地域の求人企業件数推移】



【27・28・29年度業種別就職状況】



平成29年度 図書館活動報告

(1) 分類別蔵書冊数

	前年度末	H29年度増加冊数		除籍前総数 (a)	除籍冊数 (b)	年度末蔵書冊数 (a-b)	全蔵書に対 する%	一般図書に 対する%
		PTA						
0(総記)	1,702	31		1,733	26	1,707	6.1	9.3
1(哲学)	573	27		600	28	572	2.0	3.1
2(歴史)	1,366	10		1,376	22	1,354	4.8	7.4
3(社会)	1,656	37		1,693	33	1,660	5.9	9.1
4(自然)	1,310	53		1,363	42	1,321	4.7	7.2
5(技術)	3,279	70		3,349	80	3,269	11.6	17.8
6(産業)	544	6		550	4	546	1.9	3.0
7(芸術)	2,948	45		2,993	51	2,942	10.5	16.1
8(言語)	591	6		597	4	593	2.1	3.2
9(文学)	3,797	615		4,412	46	4,366	15.5	23.8
小計	17,766	900		18,666	336	18,330	65.2	100.0
消耗品	9,502	289		9,791	23	9,768	34.8	
計	27,268	1,189		28,457	359	28,098	100.0	

(2) 利用状況

- ①年間貸出冊数：2337冊（前年：6069冊）
- ②リクエスト件数：21冊（前年：328冊）
- ③図書館・視聴覚授業利用数：図書館40時間 視聴覚室83時間
（前年度：図書館197時間 視聴覚室636時間）

(3) 活動状況

- ①広報：広報誌Libro 2回発行（5、2月発行）
- ②行事：図書委員による峰南祭参加 「ウォークらいぶラリー」
津山こどもまつり（7/29）、美作地区図書委員会交流会（8/4）
三館連携10周年記念事業ピブリアバトル（12/4）
県立図書館ティーンズコーナー展示『岡山方言～津山弁 みてみんちゃい～』（2/25～3/24）
芸術鑑賞会：音楽（7/18）
読書LHR：『未来イソップ』『古典を読んでみましょう』『昔話法廷』（10/25）
朝読書：各クラス35冊図書委員会準備（1/11～1/26）
- ③校誌峰南の発行（2/28）

日本スポーツ振興センターへの加入について

岡山県立津山工業高等学校

本校では、在学する児童生徒等の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒等が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒等の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、本校ではもれなく加入に同意されることを希望します。

加入に同意くださる方は、次頁の同意書にご記入の上、学校長に提出してください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令（政令、省令、通達等）に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、平成28年1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で生じた事由による負傷、給食による中毒その他疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中(特別活動中を含む)
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中(登下校中)
- ⑤ 寄宿舎にあるとき

2 給付金額

① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上（したがって、医療保険でいう被扶養者(家族)で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの)の場合が給付の対象となります。

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められています。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

- ② 障害見舞金 障害の程度に応じて、3,770万円(1級)から82万円(14級)が給付されます。
(通学中の場合は、1,885万円から41万円)
- ③ 死亡見舞金 2,800万円が給付されます。
(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400万円)

3 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付(例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度)等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 高等学校の生徒及び高等専門学校(高専)の学生が、故意又は自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部を行わない場合があります。

4 共済掛金(年額)

保護者等負担額 1,450円

※負担金額は年額です。

*これは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を記載したもの